

# 引上げ分の地方消費税収の使途について（令和4年度決算）

田野畑村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその使途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	42,825	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	429,250	千円（一般財源ベース）

## 【社会保障経費等の使途および財源内訳】

単位：千円

使途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	194,506	60,402	47,440	128	8,633	77,903
高齢者福祉費	161,885	3,839	11,992	7,902	13,783	124,369
児童福祉費	239,164	31,734	9,259	49,880	14,795	133,496
保健衛生費	45,604	414	572	13,938	3,061	27,619
公債費	9,016				899	8,117
共済費	16,575				1,654	14,921
合計	666,750	96,389	69,263	71,848	42,825	386,425
	特定・一般財源計	237,500			429,250	